

議案第39号

取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第24号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年6月8日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）が改正され、これまで都道府県知事及び政令指定都市の長が行っていた放課後児童支援員の認定資格研修を中核市の長も実施することができるようになったことを踏まえ、本市においても当該省令基準に従い同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものです。

取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員) 第10条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)から(10)まで (略) 4及び5 (略)	(職員) 第10条 (略) 2 (略) 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 (1)から(10)まで (略) 4及び5 (略)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。